

平成 20 年度大磯町教育委員会第 12 回定例会会議録

1. 日 時 平成 21 年 3 月 25 日 (水)
開会時間 午前 9 時 00 分
閉会時間 午前 13 時 15 分
2. 場 所 大磯町役場本庁舎 4 階第 1 会議室
3. 出席者 清 田 義 弘 委員長
澤 愛 子 委員長職務代理者
石 塚 洋 委員
大 橋 伸 明 委員
福 島 睦 恵 教育長
二挺木 洋 二 教育次長
林 正 人 学校教育課長
和 田 勝 巳 生涯学習課長
山 口 章 子 図書館長
荒 卷 昌 宏 子育て介護課担当主幹
瀬 戸 克 彦 学校教育課総務施設班主査
高 橋 正 寿 学校教育課総務施設班主事
4. 傍聴者 13 名

(開 会)

出席委員が 5 名で定足数に達しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により定例会は成立し、大磯町教育委員会会議規則第 14 条及び第 19 条の規定により傍聴を許可。暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

(前回会議録等の承認)

委員長より前回会議録の項目を読み上げ、出席委員全員の承認を得る。

教育長報告

教育長) 私からは平成 21 年 1 月定例会が開催されました平成 21 年 2 月 18 日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。お手元の執行報告表をご覧ください。

2 月 18 日、定例会終了後、午後から教育委員及び事務局職員により国府幼稚園を訪問し、状況の視察、教員との意見交換を行いました。2 月 20 日から 3 月議会が始まり、2 月 27 日に総括質疑、3 月 2、3 日に一般質問、

3月4日に予算説明会、3月12日に予算特別委員会教育委員会関係が行われ、3月18日に最終日に向かえ、平成21年度予算案などが可決されました。議会の概要については後ほど事務局よりご説明します。学校関係では各幼稚園、小学校、中学校の修了証書授与式及び卒業証書授与式が3月10日に大磯・国府中学校、3月13日に国府小・中学校生沢分校、3月18日に各幼稚園、3月19日に大磯・国府小学校で行われました。お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。なお、各幼稚園、小学校、中学校の入園式、入学式につきましては、裏面の予定表をご覧ください。生涯学習関係では、2月28日、大磯町体育指導委員主催によるユニカール体験会が国府小学校体育館で行われ、42名の参加者がありました。3月3日、2009湘南国際マラソン実行委員会が開催され、今回は開催日を11月8日（日）として、10kmの部、フルマラソンの部で行うこととなりました。フルマラソンは西湘バイパス大磯西インターチェンジをスタートし、国道134号片瀬江ノ島駅入口付近を折り返しのコースとなります。3月13日、社会教育委員会議を開催し大磯町社会教育委員が主催しました社会教育委員連絡協議会地区研究会について、また平成21年度、社会教育委員運営事業について等を議題といたしました。3月7日、21日、中島信吾先生をお招きし大磯と近現代日本政治と題した図書館教養講座を開催し合計94名の参加がありました。その他に町施設のアスベストの検査について、3月5日に検査結果が報告され、教育施設については小磯幼稚園、月京幼稚園、大磯小学校、国府小学校、図書館が検査対象となりましたがアスベストの検出はなかったということでした。表彰関係では3月13日、平成20年度大磯町教育委員会表彰を行い5名の方に感謝状を授与いたしました。また、報告表には記載しておりませんが、3月21日に南足柄市役所において開催されました南足柄市横溝千鶴子教育表彰式に町長とともに出席をいたしました。当日は国府中学校の卒業生である生沢在住の松井友美さんが平成20年度全国高等学校総合体育大会において女子陸上400メートルリレーで優勝された功績により表彰されました。その他の諸行事については執行報告表のとおりでございます。また、今後の予定につきましては、裏面の執行予定表をご参照ください。以上でございます。

議案第45号 平成21年度教育委員会基本方針について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

学校教育課長) 基本方針につきましては、本日までに、何度かご意見をいただき、加除訂正等を行なってまいりました。先日の勉強会の中でもいくつかご指摘をいただき、本日、その部分を訂正した形で改めて提案するものでございます。

訂正箇所といたしましては、1ページの下から2行目、「小・中連携を進めます」という表現に変わってございます。次に2ページの《子育て支援の基本方針》に、いくつか訂正箇所がございます。まず、前文で、下の2

行が「子ども達一人ひとりのもとより、その保護者に」という形で、表現がコンパクトになってございます。また、3ページの目標の3及び重点施策の1・2も変更しておりますが、目標と重点施策の関係や重点施策の1・2の表現を統一したことにより、ご覧のとおり文言になってございます。次に4ページの生涯学習課でございますが、3番の2行目、「町民の利用促進を図ります」という形で追加してございます。また、そのページの一番最後の行にございます、図書館窓口業務のところ「等」を追加してございます。

以上が前回お示しした内容からの訂正でございます。訂正箇所も含め、次年度の基本方針についてご承認いただけますようお願いいたします。以上でございます。

(質疑応答)

澤委員)

何度も協議を重ねているので、4月からは子育て支援室の部分が加わるという点で変更がありますが、その他の部分については今までの積み重ねとなりますので、だいぶ練れてきているかと思えます。実状とも合っていると思えます。この時点で文章について修正点を述べるつもりはありませんが、1点だけ確認させてください。3ページの重点施策の7ですが、これは目標の3の「就学前幼児の育成を見据えた中で」という点を重視しているということの表れとして、「大磯町次世代育成支援地域行動計画後期計画」を策定するということが重要な部分であると思えます。この後期計画の策定期限はいつなのでしょう。

子育て支援担当主幹) 前期計画が平成21年度までの計画となっておりますので、後期計画は平成22年度からの計画を策定するということが、平成21年度中に策定を行います。

石塚委員)

基本方針全体では、教育3法の改正の中で特に教員の免許更新制度も盛り込まれていますし、4月1日に行われる大磯町全体の機構改革に伴い子育て支援室が移ってくるということも網羅されておりよろしいと思えます。5ページの図書館関係の4ですが、図書館窓口業務についてご説明ありましたが、最近図書館に対するニーズが多様化してきました。単なる本の貸出だけでなく、図書館本来の利用者ニーズに対応した窓口でなければならぬと思えますので、委託化についてはサービスが低下しないよう十分注意を払っていただければと思えます。3ページの11ですが、「大磯幼稚園・小磯幼稚園の統合について、民間幼稚園の誘致」という表現を改めてはどうでしょうか。このあと協議を行うにもかかわらず、民間誘致が決まっているかのような表現がされています。私はこの部分については保留にしたいと思えます。

学校教育課長) この基本方針を付議事項として出すにあたって認識していた点なのですが、協議事項と付議事項の関係で先に出さざるを得ない状況にありました。後半の協議の内容において変更の必要となれば修正をさせていただきたいと思えます。

石塚委員)

承知しました。

委員長)

澤委員のお話にもありましたとおり、4月から機構改革が行われ、その内

容がこの基本方針にも入っております。ぜひ円滑に業務が遂行できるように進めていただければと思います。

討論を省略し採決に入ります。議案第 45 号について原案通りご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第 45 号、平成 21 年度教育委員会基本方針については原案通り承認いたします。

議案第 46 号 中地区教科用図書採択協議会の設置について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

学校教育課長) 補足説明をさせていただきます。説明資料 1 をご覧ください。始めに設置理由でございますが、平成 22 年度使用教科用図書採択に関し、大磯町及び二宮町で中地区教科用図書採択協議会を設置し、調査・研究し、協議を行なうために設置するものでございます。そのために要綱を設置させていただくのですが、次に要綱の内容につきましてご説明させていただきます。

今年度の設置要綱につきましては、昨年度において協議会の設置についてのご承認をいただいたときとほとんど変更ございません。昨年度が小学校であったのに対し、今回は中学校であることから、昨年度と変更があるところについてのみご説明いたします。第 2 条をご覧ください。協議会の組織を規定するもので、委員といたしまして第 1 号から第 6 号に掲げる職にある者で組織するものでございます。人数につきましては、教育委員及び町立中学校長は全員ということになります。従って、教育委員は、大磯・二宮で 10 名、今回は中学校教科用図書の採択となりますので、町立中学校長が 4 名ということになります。その他の条文につきましては、基本的に日付以外は昨年度と同様でございます。

続きまして、平成 22 年度使用中学校教科書の採択につきましてご説明申し上げます。現在、中学校で使用している教科書は、平成 17 年度に採択替えが行われ、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条の規定により平成 17 年度から平成 21 年度までの 4 年間同一の教科書を使用することとなっております。この規定に基づき、平成 22 年度から使用する中学校の教科用図書につきましては、来年度に採択替えが行われます。昨年 3 月に告示された新学習指導要領に記されたとおり、中学校の移行期は平成 21 年度から平成 23 年度までとなっております。平成 24 年度には全面実施となります。21 年度に採択した教科書につきましては、平成 22 年度と平成 23 年度の 2 年間の使用となります。平成 21 年度の採択について、国や県からの通知は資料 3 にありますように、事務連絡で平成 20 年 9 月 16 日に通知されたものが最新となっております。新たに検定を通ったものがあれば、通常採択の手続きをとらなければならないこととなります。また、新たに検定を通った教科書がないということになりますと、今年度の小学校の教科用図書の採択と同様な手続きをとることとなります。一部の教科

書は検定の申請を出しているとの情報が入っており、検定を通過するかどうかについては現在結果が出ておりませんので、国や県から通知が来るのを待っている状況です。平成 21 年度の採択事務については、資料 2 の「中地区教科用図書採択協議会設置要綱」に基づき、協議会を立ち上げ行うこととなります。今年度は一部簡略化ということで、協議会を通常 2 回開催するところを 1 回とさせていただきました。しかし、今後、検定本の状況や中学校の種目数が 16 と小学校に比べ多いこともあり、協議会は通常どおり 2 回行う予定です。教科書の調査につきまして、検定本が出た場合、調査員を設置することとなっていますが、設置要綱の第 6 条にあるように、検定を通過した新しい検定対象の教科書が出た段階で調査員を立て、中地区合同の調査委員会を開催する予定です。新年度に入り 5 月には町の採択方針を決定していただき、教科用図書採択協議会やその後の大磯町、二宮町の 2 町による教育委員会連絡会を経て 7 月の定例会で採択していただくこととなります。以上のような採択までの流れを踏まえ、中地区教科用図書採択協議会の設置についてご承認くださいますようお願いいたします。以上です。

(質疑応答)

澤委員)

昨年、小学校の採択協議会を開催しましたので内容的には理解できたかと思えます。4 年毎の教科書の採択が学習指導要領の変更時期であるため特別な状況であり、今回採択しても 2 年間だけの使用となる、大幅な教科書の変更は学習指導要領が変更された後となるということですね。このような状況にあって、小学校の採択と同様に中学校の採択を進めていくことになることは理解いたしました。資料 3 の県の事務連絡でアンダーラインが引かれている部分ですが、「今年度の平成 21 年度使用小学校用教科書採択とは、異なる状況が想定されますので」とありますが、検定審査を経てくる教科書があると理解してよろしいでしょうか。

学校教育課長) まだ不確定な情報ですが、一部の教科においては検定を通過する可能性がある教科書が出るということです。もしそのような状況になれば、先ほどご説明させていただいたように、中地区教科用図書採択協議会設置要綱の第 6 条に基づき、教科書の調査員を立てます。それ以外の教科書においては、前回、つまり 4 年前の採択替えを行った時の調査員による評価を参考にするため簡略することが可能です。新しい教科書が出た場合は、その教科書を含め該当の教科の教科書全て一通り調査員が報告することとなっておりますので時間がかかります。また、教科数も多いため協議会を 2 回開催する予定となっております。

石塚委員)

私も澤委員と同意見であります。昨年小学校の教科用図書の調査をさせていただきましたが、大磯と二宮の両町で調査を行うということが非常に心強く感じました。公正な評価ができたのではないかと思います。中学校の教科用図書も協議会を設置するという、賛成いたします。

学校教育課長) 1 点付け加えさせていただきます。石塚委員がおっしゃられたとおり、大磯町と二宮町の両町の規模の関係で中地区という括りになっておりますが、全国市町村において単独の採択が基本となっておりますので、昨年度も使用していた教科書を含め、以前に検定本として出ていた教科書を隔々

までご覧いただいた経緯があります。同様の検定本であったとしても、再度じっくりご覧いただきながらご意見をいただくこととなりますのでよろしく願いいたします。

大橋委員) 様々な難しい問題が絡んできますので、じっくり見定めていきたいと思えます。

委員長) 私も石塚委員と同様に教科書の調査を行わせていただきましたが、小学校の場合でもかなりの分量がありました。中学校では英語の教科が加わりますので大変だと思います。大磯町、二宮町、一緒にとということですので公平な評価ができるのではないかと思います。

教育長) 先ほどの学校教育課長のご説明に付け加えさせていただきます。あくまでも採択は各市町村の教育委員会です。採択に必要な様々な調査等を行うために中地区教科用図書採択協議会を設置するということですのでよろしく願いいたします。

委員長) 質疑を打ち切り、討論を省略し採決に入ります。議案第 46 号について原案どおりご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第 46 号、中地区教科用図書採択協議会の設置については原案どおり承認いたします。

議案第 47 号 大磯町教育委員会への事務委任及び補助執行について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

教育次長) 議案第 47 号、大磯町教育委員会への事務委任及び補助執行について、お手元の説明資料に基づきご説明いたします。

まず、説明資料の 1 ページをお開きください。「大磯町教育委員会に対する事務委任及び補助執行規則」ですが、町の規則となっております。これは新たな規則ではなく、現状の存在する規則であり、資料 2 として添付させていただいております。今回、町の機構改革の柱である子育て窓口の一本化によって、子育て介護課子育て支援班の事務が教育委員会へ町長の職務権限から移管されることとなります。移管については、2 種類の移管方法がございます。その事務を教育委員会が責任をもって行うことを「委任事務」、町長の職務権限である仕事を教育委員会という組織ではなく、教育委員会の職員に行わせることを「補助執行」と呼んでいます。町の規則ではこの 2 つを分けてございます。第 2 条の (2)、(3) については現在の規則により定められた部分です。(1) については機構改革とは別に、教育財産の取得については本来町が行うものですが、今までも生涯学習館や新幼稚園建設において、教育委員会が財産取得できるということで事務を行ってまいりました。町と教育委員会の協議のなかで、教育委員会が財産取得を行うことができるという点を今回明確化させていただきました。(4) から (7) については、児童福祉の関係で教育委員会と一緒に行った方がよいのではないかとこの事務を委任ということで提案されております。「保

育の実施」というのは児童福祉法の文言であり、保育所関係のものであります。教育委員会の事務としてもっている幼稚園と保育園の連携を図るために委任事務として提案されております。「放課後児童健全育成事業」とは、学童保育事業を指し厚生労働省の管轄となっております。教育委員会の生涯学習課では放課後子ども教室を実施しており、文部科学省の管轄となっております。両省にまたがって行われている事業をゆくゆくは一本化するということで教育委員会に委任されております。また、子育て支援センターにおいても実際には子育て支援窓口の一環として教育委員会で運営を行うということで委任されております。私立幼稚園に関しては、現在のところ私立幼稚園就園補助金事務を教育委員会が行っております。これについても本来は町の事務ですが、幼稚園に関連することですので教育委員会に委任されております。これから協議していただきます、幼稚園の統合において民間幼稚園の誘致についても教育委員会に委任するという提案であります。第3条の補助執行については、教育委員会ではなく教育長以下教育委員会の職員に事務を執行させるということであり、児童福祉の関係では政策的部分もあり、制度等の関係で事務を行ってまいりますので、補助執行で行ってほしいとのことでした。(1)の「次世代育成支援地域行動計画に関すること」については企画室等と教育委員会で検討しましたが、大磯町次世代育成行動計画がございますが、全ての子どもに関することの総合計画ということで、子育て、母子保健、児童福祉の関係も内容がございますので、教育委員会で計画全体を策定することが適切なのかということで、子ども育成課で実際は策定していますが、総括的には町部局にお願いし、教育委員会に委任している部分についてのみ計画に参加する形をとるため補助執行となっております。(2)から(7)については、主に児童福祉関連ということで制度と町の政策の関係から補助執行となっております。(8)(9)については今までも教育委員会で行っていた事務ですが、本来は町の事務ということで補助執行とすることで明確にさせていただいております。教育委員会に対して委任、教育委員会の職員に対して補助執行という形で区分させていただいたことに対して承認を求めるものであります。

(質疑応答)

委員長) この内容については昨日の臨時会で検討させていただき修正をお願いした部分ですがいかがでしょうか。

石塚委員) 今ご説明いただいた点については、機構改革の目玉の1つとなっていると認識しており、成果を期待したいと思っております。その理由は、文部科学省と厚生労働省という2つの省に縦割りされており、この見えない壁を取り払い就学前から義務教育までの子育て全般に関わる事務について1つの組織で行う点は、大磯町が先駆けで取り組んだものとして非常に期待ができると思います。心配なのは組織が合併すると受ける側と入る側のお互いが牽制し合うといえますか、私の上司は誰なのかというような点が不明確になる部分があります。今回、説明の中で委任事務と補助執行を分けて明文化されたことではっきりしたと考えます。委任事務の第2条の(1)から(7)までについては、どちらかと言うと大磯町の裁量で企画、立案、

責任が明確になるものであり、補助執行というのは、国の法律や県の条例にそって町の方針を決めていくということで認識してよいのではないかと個人的には思っています。委任事務の（１）から（７）、補助執行の（１）から（９）については全てが網羅できた訳ではないとは思いますが、明文化されたことによって安心をしました。ぜひ、よい点を大磯町で汲んでいただき成果がでるよう期待を込めて賛成したいと思います。

澤委員)

４月の機構改革に伴い必要な規則の改正ということですので、基本的にはこのとおりでよろしいと思います。私は委任事務や補助執行などの言葉に対しての認識がまだできていない部分もございますが、何度か説明を聞かせていただき、おおよその部分は理解できたと思います。この機構改革については、子ども育成や子育て支援の部分で総括的に事務を行っていくという基本的な点において石塚委員と同様に賛成です。幼児教育については国が本来責任をもって方針を明確にし、支援すべき部分については支援を行うことが必要であると考えます。戦後、義務教育の部分について明確になった点はよいのですが、現在では、義務教育前の就学前の子どもたちに対する教育について重要性が増してきております。重要性の認識が高まっている中で先進国の１つである日本においては政策が遅れているようです。その原因が厚生労働省と文部科学省の間の壁にあると言われていた中で、地方自治体という住民と直接関わりのあるところで、大磯町が良い意味での先例となり、国の縦割り行政の中で両省にまたがる教育行政を行っていかうとしている点については評価できると考えます。幼稚園や保育園やその他諸々の事務を教育委員会に委任するという思いについては十分に実施していかなくてはならないと思います。一方、補助執行については、極めて手続き的な部分がほとんどであり、第３条の（２）から（９）までの部分は日常的に行っていただく業務であり、教育委員会の業務として出てくることはほとんどないのではないかと思います。しかし、その中で（１）の次世代育成支援地域行動計画については他のものと異なり、教育委員会における職務の大きな部分を占め重要であると考えます。責任の所在を明確にして取り組むようにしなければなりません。そのためにはどうすればよいのかという点は難しいところで、委任事務の中には入れられないもののようなのですが、重要な点ですのでしっかり行っていただければと思います。

教育次長)

（１）については全体的な総括は補助執行となりますが、委任される事務についても計画の半分を占めます。その部分については教育委員会に諮ることとなります。策定に関しては策定するだけで終わるのではなく、計画を進行管理する必要があります。どのくらいの目標をもちどこまで進んだのかということを策定委員会に報告することになるかと思います。

委員長)

原案をつくり、町でも検討していただき、決定したものを教育委員会でも執行していくということですね。

大橋委員)

今まで子育てに関する部分で縦割りによって難しかった点が幅広く一括して事務委任されたことを活かしていきたいと思います。

委員長)

幼児に関することは全て教育委員会ということになりますが、幼稚園や保育園を含めた全体の運営の円滑化を図っていただければと思います。４月１日から業務に支障がないよう円滑に進めていただきたいと思います。

質疑を打ち切り、討論を省略し採決に入ります。議案第 47 号、大磯町教育委員会への事務委任及び補助執行について、原案どおりご異議ありませんでしょうか。

各委員)

異議なし。

委員長)

異議なしの声がありましたので、議案第 47 号、大磯町教育委員会への事務委任及び補助執行については原案どおり承認いたします。

議案第 48 号 大磯町保育の実施に関する条例施行規則の制定について

議案第 49 号 大磯町保育所条例施行規則の制定について

議案第 50 号 大磯町立保育所使用規程の制定について

議案第 51 号 大磯町保育料徴収規則の制定について

議案第 52 号 大磯町学童保育クラブ条例施行規則の制定について

議案第 53 号 大磯町子育て支援センター事業規則の制定について

委員長)

議案第 48 号、大磯町保育の実施に関する条例施行規則の制定について、議案第 49 号、大磯町保育所条例施行規則の制定について、議案第 50 号、大磯町立保育所使用規程の制定について、議案第 51 号、大磯町保育料徴収規則の制定について、議案第 52 号、大磯町学童保育クラブ条例施行規則の制定について、議案第 53 号、大磯町子育て支援センター事業規則の制定について、以上の議案を一括審議といたします。

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

教育次長)

まず、先ほど承認いただきました教育委員会の委任、補助執行についてですが、これについての規則の定め方を町と協議しましたが、条例は町の条例になるのですが、規則については他の市町の状況をみましても、委任されても市町の規則で行っているところもありますし、委任されたことで教育委員会の規則となったところもございます。文書法制班とも協議した結果、委任される事務の規則については教育委員会規則とすることとなり、この度、町の規則を廃止し教育委員会規則とするものであります。議案第 48 号については、大磯町保育の実施に関する条例施行規則の制定についてということで、保育所に入所する際の手続きに関する規則となっております。この規則の文言において、「町長」に提出や申請を行うとなっていたところを「教育委員会」に修正をするものです。資料 2 の網掛けになっているところが修正部分です。例えば、第 3 条の入所の承諾等のところで「町長は」となっておりますが、教育委員会規則となることで「教育委員会は」と修正されることとなります。

続きまして、議案第 49 号、大磯町保育所条例施行規則の制定についてということで、保育所条例の細かい規則であり主に施設関係と人の関係の定めでございます。これについても町規則から教育委員会規則となりますので、資料 2 の網掛け部分「町長」の文言を「教育委員会」へ修正するものです。

議案第 50 号、大磯町立保育所使用規程の制定についてですが、こちらは保育所施設を使用する場合の手續きに関する規程です。同様に「町長」の文言を「教育委員会」へ修正し、教育委員会規則とするものです。

議案第 51 号、大磯町保育料徴収規則の制定についてですが、こちらは大磯町保育所条例の規程の細部である保育料に関することを定めたものです。同様に「町長」を「教育委員会」へ修正するものです。

議案第 52 号、大磯町学童保育クラブ条例施行規則の制定については、国府小学校内にあります学童保育所の設置条例に基づいた規則となっております。これも同様に様々な手續き書類の提出先を「町長」から「教育委員会」へと修正し制定するものです。

議案第 53 号、大磯町子育て支援センター事業規則の制定についてですが、現在、大磯町の子育て支援センターは世代交流センターさざんか荘内にございます。世代交流センターさざんか荘には 3 つの役割があり、1 つ目は老人福祉センターとして、2 つ目は子育て支援センターとして、3 つ目は岩田記念としてというように位置づけられております。今回子育て支援センターが教育委員会へ移りますので、同じ所管でなくなるため多少の変更を加えております。資料 2 をご覧ください。第 6 条「使用の制限等」や第 7 条「使用者の遵守事項」など施設を利用するにあたっての定めですが、世代交流センターの関係で定められている部分を省いた形となっております。旧規則では子育て支援センターに職員を置くことになっていましたが、センター長及び指導員を置くということでセンター長を位置づけさせていただいております。第 4 条において事業の一部を委託することができるとなっておりますが、現実的には指導員については委託ですが、平成 21 年度から子育て支援室の管理下でセンター長のもと運営を行っていき形にさせていただいております。この子育て支援センターについては、文言のみの修正ではなく、国府新宿にあります旧国府幼稚園跡地に新たに「(仮称) 子育て総合支援センター」が完成予定となっております、平成 22 年度からの事業開始を目指すために内容の変更も行ってしております。簡単ではありますが、議案 48 号から議案第 53 号までの概要説明を終わらせていただきます。

(質疑応答)

委員長) 議案がたくさんありますので順番に質疑を行いたいと思います。議案 48 号について何か質疑ありますでしょうか。

石塚委員) 提案なのですが、議案 48 号から 53 号までは機構改革に伴う規則等の文言が変更となるものであり、内容的には同様なので一括に行ってよいのではないかと思います。

委員長) それでは、最後の議案第 53 号については文言の修正のみでなく内容的にも変更がありますが、議案 48 号から議案 53 号までを一括で質疑したいと思います。

澤委員) 機構改革に伴う規則の改正ですので、基本的には文言のみを修正することによってよいと思います。保育所の関係については私には、理解ができていない部分が多くあります。一見したところ、保育所に入れてもらえるのかどうか手續き上面倒なようにみえます。希望すれば誰でも自動的に入所できるのであればよいのですが。また費用の面でも細かく区分されてい

るようですので、どのような方が保育所の入所に関して許可を行うのかを教えてください。

子育て支援担当主幹) 保育所の入所に関しては諸条件がありまして、基本的には保育に欠けるということがあるのですが、保育に欠けるという表現についてもそれぞれ事情が異なってきます。1番入所を優先しなければならないのは一人親です。一人親については生活を行うために仕事に出なければなりませんので補助が必要です。その他には夫婦共働きの家庭など要件に基づき順位付けを行い、判定しているところです。申し込めば誰でも入所できるものではありません。定員がありますので、優先順位の高い方から順番に入所していただく形となります。保育料につきましても所得に応じて賦課させていただいておりますので、世帯の所得が高ければ保育料も高くなりますし、所得が低ければ保育料も低くなり、生活保護世帯においては減免されます。

澤委員) 保育料については大磯町の近隣も同じぐらいの金額になっているのでしょうか。

子育て支援担当主幹) 保育料については国の基準がありますので、大磯町ではそれに基づいて定めてございます。市町村によっては所得の区分等をさらに細分化しているところもあります。

澤委員) 順位付けということについて、必要に迫られ申し込まれる家庭が多いかと思うのですが、保育園に入る必要がある方が入れずに待っているということがあるのでしょうか。

子育て支援担当主幹) 現在6、7名の方が待機されています。これは昨年と同じぐらいの人数となっております。定員がどうしてもございますので、入りきれない場合がどうしても出てきてしまいます。

委員長) 48号の中で第1号様式がございまして、大磯町のことでなく申し込むものなのでしょうか。大磯に限定されたものではなく、保育園に入所する場合にはこの様式を使うのでしょうか。

子育て支援担当主幹) 町立保育園は国府保育園のみなのですが、サンキッズ大磯という民間の保育園についても受付は町で行っておりますので、希望としてはサンキッズ大磯を第1希望とし、国府保育園を第2希望とすることもかまいません。大磯町以外の保育園を希望することもできます。優先順位の付け方は各保護者の方に任せております。通勤先が平塚市内ということで平塚市の保育園を希望される方もおります。

澤委員) 52号の学童保育クラブについてですが、文言を適切な形に改正するという点については賛成です。申し込みに対して条件があるのでしょうか。概ね小学校1年生から3年生の子どもで、例えば両親が共働きで不在等の状況にあることがあげられるということは理解したつもりです。放課後子ども教室との関連もありますので、入る資格と利用料を払わないといけないうのか、運営者は誰になるのかなどについて簡単に説明していただければと思います。

子育て支援担当主幹) 学童保育クラブは大磯小学校と国府小学校の2校にあります。町は保護者会に運営を委託しているのですが、入所の条件は資料に書いてあるように1学年から3学年の児童である点などがありますが、実際には

拡大解釈といいますか、入所の必要が認められる方については入所を認めており、小学校6年生の方も入所しております。基本的には保育園と同様に考えていただければと思うのですが、保育園よりも緩やかな入所の基準となっております。大磯小学校では他の学校へ通学している児童を受け入れていることもありますので、その辺りについてはどこまで受入れが可能なのかという指導員の判断に委ねられております。利用料については各学童クラブが運営するなかで年間計画を立て保育料を収めていただいております。おおよそ11,000円前後で学年によって多少前後があります。

澤委員) 月額ですか。

子育て支援担当主幹) はい、月額となっております。若干、大磯と国府では保育料に違いがあります。町からは別に委託料として定められた金額を支払っております。

委員長) 申請については運営を行っている保護者会の中でとりまとめを行い、町へは今月、もしくは今年度何名を保育を行うのかという報告をする形なのでしょうか。

子育て支援担当主幹) こちらは個人の方が申し込むための申込書となっております。学童保育クラブでとりまとめを行います。

澤委員) 申請書にある「団体名」が何を指しているのでしょうか。

教育次長) この1号様式は施設を使用する際に用いる書類で、学童保育クラブのみでなく、施設を利用したいという方のためのものであります。学童保育は基本的には午後行われますので、午前中の間施設を利用したいという方に申請書を書いていただきます。学童保育クラブに入所するための申請書ではなく、施設を使用するための申請書となっております。

澤委員) 子育て支援センターについて質問させてください。平成22年度に国府に新しい支援センターができるということですが、子育て支援センターの活動は全て新しい施設に移るといえるのでしょうか。

子育て支援担当主幹) 現在、虫窪にある施設から国府新宿に新設される施設へ集約して行います。

澤委員) 事前に利用の申請を行う必要もなく、利用しなくなった時に行ってもよいのでしょうか。親が小さい子を連れて行くのみでなく、子どもたちだけで利用することもできるような文面になっているのですね。その点国府新宿へ移転すれば利用しやすくなると思います。

子育て支援担当主幹) 利用については、現在もそうですが特に申込の必要はありません。

澤委員) 今のさざんか荘については、私のような車に乗らない人間にとっては不便なところがありますが、利用率はどのようになっているのでしょうか。比較的よく利用されているとみてよいのでしょうか。

子育て支援担当主幹) 詳細な数字ではありませんが、1日に平均10組ほどの利用があります。相談をするために利用される方もいます。

委員長) 研究所においても教育相談を行っておりますので、連携をとる必要があるように思います。

学校教育課長) 委員長も教育研究所所長として電話相談を受けられた経験がおありだと思うのですが、まれに小さいお子様をおもちの保護者から相談を受ける

こともありましたので、窓口としては開設しておりますので受けることにはなりますが、内容によっては子育て支援センターへ引き継ぐことも当然あると考えます。

委員長) 新しい施設ができると文言の修正ももう一度行う必要が出てくるということですね。

教育次長) 新しい施設ができると設置条例を定めなければなりません。その中でどのような事業を行っていくのかを条例規則で定めていくことになりますので、今回の改正は1年間だけのものになると思われま。

委員長) 質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入ります。議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号について原案通りご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第48号、大磯町保育の実施に関する条例施行規則の制定について、議案第49号、大磯町保育所条例施行規則の制定について、議案第50号、大磯町立保育所使用規程の制定について、議案第51号、大磯町保育料徴収規則の制定について、議案第52号、大磯町学童保育クラブ条例施行規則の制定について、議案第53号、大磯町子育て支援センター事業規則の制定については原案どおり承認いたします。

議案第54号 県費負担教職員の任免に係る内申について

議案第55号 教育委員会事務局職員及び教育施設等の職員の人事異動について

委員長) 議案第54号及び議案第55号につきましては、両議案とも人事案件となります。よって、議案の性格上、秘密会とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) ご了承いただきましたので、これより秘密会とします。

(秘密会)

休憩

委員長) 休憩を閉じて再開します。ただいま秘密会において、議案第54号、県費負担教職員の任免に係る内申について、議案第55号、教育委員会事務局職員及び教育施設等の職員の人事異動については原案どおり承認いたします。

協議事項第1号 町立幼稚園の将来構想について

学校教育課長) 学校教育課の林でございます。昨年9月に幼稚園の統合について協議をしていただきましたが、本日は、改めて、町立幼稚園の将来構想について協議をしていただきたいと思いますと考えております。

まず、これまでの経緯についてお話をさせていただきます。「町立幼稚園

統合の教育委員会の基本的な考え方の経緯」をご覧ください。大磯町の公立幼稚園の歴史を簡単に振り返りますと、大磯幼稚園が小学校に併設されたのが大正 15 年でございます。つまり、この年に大磯町の公立幼稚園が誕生したわけでございます。その後、大磯と国府の合併があり、国府幼稚園が昭和 34 年に誕生しております。その後、人口の増加に伴い、昭和 48 年に小磯幼稚園、49 年に月京幼稚園が誕生し、現在の 4 園体制がスタートしました。その間、私立の幼稚園の参入もございましたが、昭和 50 年代の人口増に伴い、ピーク時では 921 名の園児が町内の幼稚園に通園しておりました。その後は、ご承知のように少子化の波が徐々に押し寄せ、園児数は減少の一途をたどるようになりました。そして、平成 9 年にはついに 300 人を切る状況となり、公立幼稚園の定員数 855 名から考えますと、充足率が 35 パーセントという状況でございました。

このような状況の中、当時の教育委員会はどう考えていたのかということですが、当時は議会の予算特別委員会等でも公立幼稚園の充足率の低さのご指摘がございましたし、基本的には公立幼稚園の活性化をどう図るかという方向で動いていたと思われまます。それを裏付けるように、平成 8 年からの第 3 次総合計画の中では、『幼稚園教育の基本計画』に、3 歳児保育の実施の検討が盛り込まれております。それを受けて、平成 13 年度に当時の教育委員会として『幼稚園教育推進委員会』を立ち上げ、保護者ヒアリングやシンポジウムを実施し、3 歳児保育や預かり保育について検討を進めております。この平成 13 年度の時点でも園児数は 295 人でございました。その後、先ほど申しました第 3 次総合計画の後期実施計画の中で、より具体的に、「3 歳児保育や預かり保育を推進します。」という形で記載され、実際に、平成 15 年に 3 歳児保育の導入、平成 19 年に預かり保育の導入となりました。そして、平成 15 年度には 3 歳児の受け入れもあって、園児数が 399 人まで回復しております。その後、徐々に園児数が増加し、現在では 450 人前後で推移している状況でございます。ここで資料の 1 をご覧ください。平成 15 年度から 21 年度までの園児数の推移を示しております。平成 15 年度には全園児数が 399 人であるのに対し、平成 21 年では 447 人と増加していることがわかります。

ここまでお話しした中では、教育委員会の中ではまだ幼稚園の統廃合という考え方は出てきておりません。しかし、町全体では財政的な負担はかなりのものがあつたようでございます。現に、平成 16 年度に、自立した財政運営を維持する目的で、『財政健全化計画の策定』に向け、財政課を中心に全ての事業の見直しが図られるようになりました。平成 16 年当時の過去 10 年間の財政状況から、今後、平成 18 年度から平成 22 年度までの収支過不足見込み額が推計され、ここでは、過去 10 年間と同じように事業展開を行っている、単年度で約 7 億円の赤字が想定され、平成 22 年度では累積で 31 億円の赤字が想定されるとなっております。これを解消するには、抜本的な対策を講ずるしかないと結ばれております。また、具体的数値目標や年次別削減目標が掲げられ、教育委員会の事業も例外ではなく、全事業のうち 123 本の事業の見直しが図られました。その中で、教育委員会があげた具体的な事業の見直しの中に、町立幼稚園の統合が盛り込まれたわけ

でございます。これ以外にも、既に実施された町立保育園の民営化も含まれておりました。また、この中では具体的に統合の年度を19年度と定めておりました。

このように、教育委員会も町の財政状況と連動する形で幼稚園の統廃合に向け動き出すようになったのが平成16年度でございます。この年、教育委員会では、幼稚園の統廃合や民営化、幼保一元等の検討のための会議である「幼稚園教育プロジェクト」、これは、次年度から2年間にわたり開催した「幼稚園教育改革検討委員会」への橋渡しの役割を担った会議でございます。その後、ご承知のように、平成17年度より、この『幼稚園教育改革検討委員会』を中心に幼稚園の統合問題は検討されるようになったわけでございます。また、同時に、教育委員会の基本方針や第3次行政改革の実実施計画の中でも統廃合についての文言や具体的な統合年度が記載されるようになりました。

注目するのは、第3回の「幼稚園教育改革検討委員会」の中で、先ほどお話しした『財政健全化計画』の数値目標としてあげられた平成19年度統合案があまりにも唐突であるという意見から、18年度までの入園児は小磯幼稚園を存続するということが話しが進み、10月の教育委員会での協議を経て、11月1日付、当時の教育長名で「大磯・小磯幼稚園区の皆様へ『小磯幼稚園の今後の方向性について』」という文書を配布しております。ここには、「小磯幼稚園は平成20年度までは存続、21年度に廃園とし、その年の年中・年長は大磯幼稚園に転園」というものでございました。

また、この文書の配布と前後して、幼稚園を中心とした保護者・住民より、幼稚園統廃合に反対する『要望書』が、当時の町長、教育長、財政課長、企画室長宛に提出されました。また、その後、議会に対し、「町立大磯・小磯幼稚園の統廃合に反対し、現状維持を求める陳情」が提出されました。この陳情につきましては、12月議会で継続審議に、3月議会では趣旨採択となっております。そのような中、町の総合計画も第4次の総合計画が策定され、その中には、『公立幼稚園の適正配置など、幼稚園教育体制の見直し』という文言が記載されました。この総合計画は、その後、実施計画の中で、具体的に平成23年度の小磯幼稚園の廃園と民間誘致という形で引き継がれていくこととなります。

そして、平成18年度を迎えるのですが、この年も引き続き「幼稚園教育改革検討委員会」が開催され、統廃合について話し合いがもたれました。この年の検討委員会では、8月に行われた第2回の会議の中で、大磯地区に浮上したマンション建設計画がありました。平成17年度の決定の段階で、今後の園児数を横ばいから暫減と見込んでいたところ、このマンション計画により、増加の可能性があることから、平成17年度の決定を見直す方向性へと変化してまいりました。結果的に、後の教育委員会の定例会での協議を経て、次のような決定をしたわけでございます。資料番号3をご覧ください。「小磯幼稚園については、21年度までは存続し、22年度以降については園児数の推移を見極めながら慎重に対応する」これが、この年の10月でございます。この決定を受け、関係各位及び保護者に対して文書を持ってお知らせしたところでございます。

そして、平成 18 年 12 月に町長選がございました。現町長は、このような教育委員会や町部局の考えを十分知った中での選挙であったと思われます。公約には、統廃合を進めつつ 4 園体制の維持、そこに民間の力を借りてという表現で立候補されております。それから 2 年が経過し、教育委員会では改めて、23 年度までの園児数の推計を行ないました。資料 4 と 5 をご覧ください。8 月の段階での住民基本台帳によって人口を出しました。現在の 1 歳児、2 歳児、3 歳児、厳密に言いますと 3 月 31 日までに 1 歳を迎える子ども、2 歳を迎える子ども、3 歳を迎える子どもということになりますが、合計で 695 名おりました。この子どもたちが 3 年後もこの人数でいるかということ、大磯町の過去 10 年間の統計からみるとこの年代の子どもは 3 年間で 21% 増加しております。平成 23 年度には 3 歳児から 5 歳児になっているわけですが、町外からの転入者もいますので 841 名となるだろうと推測しております。この推測値に過去 6 年間の就園率 (②) を掛けたものが平成 23 年度の推計園児数 (③) となっております。現在の 21 年度入園予定者数からの推計の 2 つをご覧ください。3～5 歳児推計園児数は 445 名、おおよそ 450 名前後で推移すると考えられます。

資料 5 の説明に移りますが、秋口にはっきりした平成 21 年度入園児数と住民基本台帳から導き出した平成 22 年、23 年の園児数の推測値に、年少から年中、年中から年長への伸び率をかけ平成 23 年度の園児数の推計を求めたもので、446 名という数値となりました。資料 4 の③で推計された全園児数推計の 445 名と比較し 1 名の誤差ということで、多少の前後があるとしても 450 名前後で推移するという推計が成り立つと考えられます。

また、平成 20 年度には、幼稚園の統廃合に反対する保護者の代表者からの要請で 2 月 14 日に説明会を開催いたしました。これにつきましては、委員長も傍聴されましたし、その後、代表者の方からの議事録等にも目を通していただいたと思います。大きく分類しますと、統合そのものに反対のご意見ご質問もありましたが、平成 17 年度に行われた検討会の際にも出された統合した場合に発生する様々な課題に対するご意見ご質問でございました。当初我々としては、統合の結論に至るまでの経緯を説明することを趣旨としておりましたが、ある程度はこのようなお質問やご意見が出されることは予想をしておりましたが、そのような内容の説明会でした。また、3 月 17 日にはその代表の方 8 名が町長と面会され、町長との話し合いももたれました。内容といたしましては、基本的に統合を反対という形での話しを受け、町長からは 4 園維持の中で民間の力を借りて行きたいという形でお話しをしておりました。

以上の経緯を踏まえ、改めて将来の町立幼稚園構想を協議していただくに当たり、1 つは、平成 17 年度の段階で、町立幼稚園については基本的に統合を進めていくという決定を行なったこと。また、統合年度を先送りにした平成 18 年度の 10 月の教育委員会の定例会で、「町立幼稚園の基本的構想」を打ち出しております。これが資料 6 です。当時の協議についての資料ですので、まだ私立幼稚園の誘致という考え方はございませんでした。全体的には町立幼稚園を 2 園に統合するという考え方で、このような資料の構成になっていると思われます。さらに、それをもとに福祉文教常任委

員会にこの資料を提出することによって説明をしております。また、その後の町長の公約にあるような私立を誘致し4園体制は維持するという構想を加味した中で、将来の町立幼稚園のあり方について提案をさせていただきます。

それでは、改めて協議資料の2、町立幼稚園の将来構想をご覧ください。平成18年10月25日の定例会で提出されましたこの資料に基づき、改めて提案させていただきます。(1)の「大磯町立幼稚園全体計画」についてですが、基本的には町立幼稚園4園を2園に統合するという事で提案させていただきます。小磯幼稚園跡地には私立幼稚園を誘致し、4園体制を維持します。これについては新たに提案させていただく内容となっております。町立幼稚園の運営の充実ということで、預かり保育及び特別支援教育等の充実を図ります。この3本を柱に全体的な計画を立てております。全体計画の中で、さらに計画を東部地区、西部地区に分け説明させていただきます。まず東部地区ですが、大磯幼稚園と小磯幼稚園の統合計画となります。これについては小磯幼稚園を廃園とし、私立幼稚園を誘致するものです。廃園するにあたっては私立幼稚園誘致との間にタイムラグが生じないように行います。また、なぜ小磯幼稚園なのかという問題ですが、施設の規模や園児数など4園の中でも1番少ない幼稚園であり、様々な影響を考えた中で最も影響の少ないところが小磯幼稚園であろうということで小磯幼稚園の廃園を行うものです。廃園年度は現時点での最短年度が平成23年度でございます。それ以前であると様々な手続き上無理があり、議会へ議案を上程したり、検討委員会を設置し課題の克服を目指す中で平成23年度が最短であると判断しました。次に小磯幼稚園を廃園した場合の課題についてですが、実際に保護者の方への説明会や町長との懇談の中で保護者の方から出された課題点を含めて提示させていただいております。まず、平成22年度の課題ですが、平成22年度の段階では私立幼稚園が誘致されておりませんので、入園予定園児をどこが受け入れるのかという問題です。兄弟が小磯幼稚園にいるのに、弟妹が別の幼稚園に就園する場合が生じることが考えられ課題となっております。仮に別の幼稚園に通園をしていただくことになると、その通園方法の課題があります。これはあくまでも平成22年度の募集停止をするという前提でございます。もしかしたらこの前提を崩すということも考えられます。次に平成23年度に小磯幼稚園が廃園になる年ですが、我々としてはタイムラグが出ないように私立幼稚園をこの年度に合わせて誘致するという大きな課題がございます。23年度の段階でも小磯幼稚園には年長児がいますので、この年長児をどうするのかという課題があります。他の幼稚園に移っていただくのか、私立幼稚園にいろいろな条件がございますが受けていただく。その場合に私立幼稚園の受け入れ態勢はどうか。当然金額的に公立幼稚園との差額をどうするのか。この年に入園を予定している小磯幼稚園の園児については、他の幼稚園に行っていただくのか。私立幼稚園に受け入れができるのかという課題があります。これをクリアしたとしても次の24年度以降はどうするのかという課題がございます。これについても依然として小磯幼稚園区の園児については他の園児と違う形で配慮していくのかどうか。それから、そこに私立

幼稚園ができたということで、町単独の補助を23年度と同様に補助を行っていいのかどうかという課題もございます。一応そういう形で東部地区については計画をした中で、もし23年度廃園にしたときにどんなことが今後予想されるかということで資料7をご覧ください。

今後の計画としては、教育委員会事務局で考えているのは、23年度廃園という決定がなされた段階で4月早々にまずこの検討会を立ち上げるという方向を考えております。人選等については様々なご意見を伺いながら、検討会のメンバーを決めていきたいと思いますが、先程から出ている定期的にこの検討会を開いて夏場まで課題についてご意見・要望・町部局との調整を行いながら議会にも報告する中で検討会を進めていきたいと考えております。当然、教育委員会の定例会にも諮っていきます。もっとも検討しなければならないのは、22年度の募集をどうするかという課題と、様々な課題、募集を停止した場合に保護者へどの程度援助ができるのか等、私立幼稚園誘致に向けての検討もしていく必要があるかと思っております。検討会で協議する中で、9月の議会には23年度廃園にするための設置条例改正の上程をしていくこととなります。ここで議会の承認を得て初めて前に進めると思っておりますので、私立幼稚園の条件を決めた上での応募が始まり、年度内には決定をしていきたいと考えております。議会と教育委員会が連動しながら進めていく形になるかと思っております。こういう形で進める中で東部地区の計画を進める中で、西部地区についても提案をさせていただきたいと思っております。東部地区の計画を見極め、ある程度の成果が得られたと判断できた段階で同様の形で進めていきたいというふうに考えております。国府幼稚園を廃園にして、タイムラグが生じないように私立幼稚園を誘致するものです。東部地区の成果を見極めた上で、最短年度で実施していくこととなります。以上が町立幼稚園の将来構想についてご説明いたしました。

(質疑応答)

石塚委員)

ただいま事務局から提案がありました経緯につきましては、私も理解できたところでありますが、私は「幼稚園統合の形態と時期」について異論がございます。歳入の大幅な減少による危機的財政難を乗り切るために平成17年度10月に大磯町財政健全化計画にのっとって公立幼稚園の適正配置が浮上してきた訳でございます。それについての協議を重ねてきた訳ですが、教育委員としても個人的にも大磯町が活性化するためには若い人に好かれる町を目指さなければならない。幸に現町長も3Kの三本柱として教育を掲げていただいておりますので非常に期待される訳であります。やはり若い人達が好んで住んでくれる町でなければならないと思っております。しかしながら、社会環境の変化の中、神奈川県内でも私立の幼稚園が93%になっているおり、私立の園児数も97%になっています。しかしながら、大磯町町立幼稚園の良さもいくつかあると思っております。「3歳児以上誰でも入れる公平平等さ」がある。また、「町ぐるみの就学時前教育」ができる。「子どもも保護者も一緒に学べる」。このように「われらの幼稚園」ができています。あと今叫ばれております一貫教育について大磯では「幼稚園、小学校、中学校と一貫された教育」が既に構築されている。そのため「安心安全が確保」できている。「比較的安い保育料」でやっている。こう言った良さは

堅持していきたいと考えます。しかしながら町の財政も危機的状態になっているのも事実であります。来年度の小学校、中学校の教育予算も非常に厳しいものになっている。それを考えると幼稚園の適正配置も考慮していかなければならないと思っています。既に4園から2園化の方向性が示されていますが、今申し上げた公立幼稚園の良さを守りたいがため、今回は規模の小さい「小磯幼稚園」のみの廃園としようという事で今日に至っております。今申しあげた通り「小磯幼稚園」に負担をかけてしまうのですが、負担は精神的負担と経済的負担があると思います。これは小磯地区だけではなく大磯町全体の問題としてとらえていかなければならない。今回私は公立の3園を守っていくと言うことを堅持したい。今回突如、私立幼稚園の誘致の提案があり、特に小磯地区のところに私立幼稚園を誘致できるのか心配もあります。あそこには教育研究所や適応指導教室もあり、今後、ファミリーサポートセンターも考えていかなければならない。新宿に「子育て支援センター」ができるがそこ1つで良いのかと言う問題があります。私立の幼稚園となるとそれなりに経営者としては園児数の確保や黒字経営を目指さなければならぬ課題があります。2年や3年で私立幼稚園ができるのか心配。それと2つ目は「時期の問題」です。来年度年少園児を入園停止にするのはあまりにも早すぎる。23年度の入園から考えるのが最短ではないかと思う。「時期の問題と形態の問題」に賛成できないところがあります。

学校教育課長) まずは時期の方からですが、先ほど、私の方で説明申し上げた議案では22年度から園児の募集を停止するとの内容でしたので、ここの部分での私立が誘致されていない段階での当然入園を考えている3歳児と若干の4歳児の振り分けの課題があると言う話しをさせていただきました。そのなかで、募集停止をかけなければそのまま小磯幼稚園に入ってきて23年度の段階では年中、年長として残ります。石塚委員はそのまま私立の誘致もできて、希望では私立に残ってもらえる方が良いと言う質問でしょうか

石塚委員) いいえ、私は22年度より「3歳児の入園停止」をすると解釈しています。3歳児の入園先を変えなければならぬ。その期間が1年しかない。来年の12月ごろから保護者の皆様は決断しなければならぬ。大磯に3園と言うのは大磯、国府、月京の公立幼稚園が残るという想定です。保護者の皆さまの判断でこの際だから私立へと言う保護者の方もいるでしょうし、基本的には大磯、都合によっては国府、月京の幼稚園に入れようかという保護者がいらっしゃる。その期間が短い。ですから私立幼稚園を作ったとしても近場に入れたいという保護者がいる、やはり保育料が高くなると無理だという方もいる。公立か私立の2本だてになってしまう。煩雑さがますます増えてしまう。だとしたら公立3園を維持して、私立も将来はわかりませんが、当分は公立3園を維持していただきたい。小磯地区の保護者の方については、先日の説明会の時に出された意見もそうでしたが、前の検討委員会の資料を見せていただいても大変な精神的、金銭的負担がかかることと思います。これは小磯地区だけでなく大磯町全体で考えなければならぬ問題です。説明会を開催するにしても、検討委員会を立ち上げるにしても、ゆっくり時間をかけて行わなければならぬと思います。平成

22年度ではあまりにも早いのではないのでしょうか。

教育次長) ただ今、平成22年度では早いというご意見をいただきましたが、具体的には平成22年度の何のことを指しているのでしょうか。

石塚委員) 「入園募集停止の件」です。平成23年度に統合をするために、平成22年度3歳児の入園募集を停止するという提案と解釈しました。募集停止をかけるにはあと1年しかありません。私立幼稚園は現在の保育料のままでは運営していけないと思います。また、教育研究所や適応指導教室をそのまま残しても良いという条件のもと私立を誘致するのは非常に難しいと思います。教育委員会において私立幼稚園誘致についての話し合いがまだ不十分であると考えます。私は私立幼稚園誘致に反対するわけではありません。町長の公約ですし、私もそのような方法もあるのだなと思っております。残る3園の町立幼稚園の運営をしっかりとこなしていただき、小磯幼稚園を統合するにあたって新たに園舎等を増設したのでは統合する意味がありません。大磯幼稚園の保護者の中には大磯幼稚園はこれ以上園児を受け入れる環境でない、との意見が出ているようですが、私は受け入れ可能だと思っております。

学校教育課長) 平成22年度に入る予定の年少児の保護者の方に対して、私立幼稚園が誘致されなかった場合に他の園に入園しなければならない状況になってしまうのはご迷惑であるというご意見だと思うのですが、平成22年度までは募集停止をかけないで入園していただくなかで、平成23年度において年中、年長になった園児が、誘致した私立幼稚園に受け入れてもらえることを選択肢の1つとして用意できるよう進めてまいります。この点は難題であり検討会において課題として上げなければならない点であります。万が一私立幼稚園が誘致できなければ、大磯幼稚園に受け入れてもらうという選択肢のみになってしまうことも考えられますが、そうならないようタイムラグの発生しないように私立幼稚園の誘致を進めていきたいと考えております。

石塚委員) 平成23年度に募集停止であればまだ2年間ありますので、保護者の方に判断していただけたと思います。私立幼稚園を誘致せず、町立幼稚園3園体制を続けることは可能だと思います。可能ですが、保護者に対しては大変なご迷惑をかけてしまうこととなります。精神的、経済的負担がかかることに対してこの2年間で対処できるよう準備していただきたいと思うわけです。この前民営化された保育園も参考になるのではないのでしょうか。教育研究所、適応指導教室を残すという条件も含まれておりますので、私立幼稚園誘致はかなり理解を必要とし実現は非常に難しいと思います。

学校教育課長) 保育園が民営化された際の過程についてですが、保護者に初めて説明会を行ったのが平成17年の10月です。それから議会や庁内会議を重ねる中で、検討会を立ち上げたのが平成18年の4月です。平成20年の民営化を実現するために検討を重ね、平成19年3月31日まで町立の大磯保育園は運営されていまして、民間は4月1日から運営を始めました。施設等はそのまま使われたので引継ぎについては比較的スムーズにいったようです。保育園の場合と同様に幼稚園の民営化ができるかといいますと、保育料の違い等の課題がありますが、誘致する条件の中で残っている年中児、

年長児を優先的に入園していただけるのであれば、最大でも70名ほどの園児を受け入れていただくこととなりますが、教育研究所や適応指導教室をそのまま残したとしても増設する必要はないと考えます。とはいえ、この条件下で、私立幼稚園ですので他の園児を公募したいと考える中で、私立幼稚園を誘致することは難しいことだと思いますが実現しなければなりません。

教育次長) 私立幼稚園の誘致についてですが、条件等がありまして私立幼稚園が声を上げるかどうか難しいところではあります。2、3の私立幼稚園、移行作業については保育園と同様にスムーズに行えると考えております。3月に町立幼稚園としての運営が終了し4月から私立幼稚園の運営が開始されることには条件はないと思います。石塚委員がご心配されているのは、準備期間が短いことによって、参入に声をあげる私立幼稚園が少なくなってしまうのではという点だと思いますが、例えば、保育園は半年前から先生の交流等の準備が行われていたようですが、準備期間は1年間あれば十分であると聞いております。

石塚委員) 小磯幼稚園を存続し、残してほしいという意見が大半を占めることは当然だと思います。財政危機を乗り切らなければならない状況にもあります。このような状況の中で1番いい方法を考えなければなりません。教育委員会からの説明が平成19、20年度において本当に足りなかったなと感じます。話し合いを進めていけばよかったなと思います。小磯幼稚園区の方のみでなく、大磯町全体で取り組まなければいけない問題です。最大公約数の意見を取りまとめ1番よい方法をとらなければなりません。私立でも地域の支えがなければ絶対にうまくいきません。検討・説明する時間が必要なのではないのでしょうか。不平不満があるなか強行に事を進めることはできないと思います。私立幼稚園誘致について反対しているわけではありません。準備期間を十分とる必要があるのではないかと考えます。

学校教育課長) 開始年度は仮に平成23年度ということで、関係者からご意見をいただく検討会を開きたいと思います。石塚委員がおっしゃられた平成17、18年度の段階で、様々なご意見が出された中で、課題が解決されないのにもかかわらず統合の決定を行うのはなぜか、とのご意見が多数ございました。この点が我々としても心苦しいところではありますが、新たに私立幼稚園誘致という考え方も出てきておりますので、統合の開始年度を定めなければ私立誘致を行っていくことができません。よって、統合の実施年度を決定していただければとご説明したのですが、当事者の保護者にとっては到底納得できないという方もいらっしゃるかと思います。一番多い声は公立から私立へ変わった際の保育料の差についてです。平成22年度の課題は私立誘致の条件が厳しくなりますので、私立誘致を含めて検討会で検討していただくべき内容だと考えます。いずれにしても保護者からのご意見を受け止めながら、町部局との折衝、教育委員会との協議を行っていきたいと考えます。

教育長) 大磯町立幼稚園の将来構想については、私立幼稚園を誘致することが前提ですので、誘致できないのではないかとすることは考えておりません。常に4園体制を確保するのだという構想ですので、大変厳しい条件になる

と思いますが、私立幼稚園が誘致できなければこの計画自体が成立しませんので、「私立幼稚園を誘致する」ということで考え進めております。

石塚委員) そういうことであれば、私立幼稚園を誘致し4園体制で現町長の公約たんたんとして進めて行く事になります。教育委員会で議論をしてきたのは、小磯幼稚園を大磯幼稚園へ統合し1園減らすことによって、財政健全化計画でうたわれた金額を達成しようというのが大前提であったわけです。保護者の幼稚園を存続してほしいとの声に応えるため、私立幼稚園を誘致するしかないという話しだと理解してよろしいですか。私立へ全員が通園できればよいのですが、通園できない子もおり2重の負荷がかかることとなります。公立3園体制の場合は転園をしなければならないという最も大きな問題があります。これに対する解決策はなかなかありません。私立の誘致が前提だというのであれば、それなりに議論の場をもたなければなりません。私立誘致のメリットは小磯幼稚園へ通園している園児を転園させることなく引続き同じ施設に通園させることができる点にあると思います。これは大磯町立保育園の場合と同様です。平成23年4月1日から大磯町立幼稚園から私立幼稚園へ変わることが1番望ましいです。公立のみの体制では解決できない問題の1つを解決することができます。ただいま教育長がおっしゃられたとおり、絶対に私立を誘致するのだということであれば「財政健全化計画」の計画から話が変わってくると私は考えます。

大橋委員) 平成17年度からの長い間、統合が行われずずると来ておりますが、ここは通園されている方にしても何年度から統合されるのか提示してもらう必要があると考えます。保育料等の関係で私立に通園できない方が出るということはわかりますが、大磯町内にいて近くに町立幼稚園があっても私立幼稚園へ通園させている家庭もあるわけです。私立をなぜ選択するのかという保育時間が長い点や通園バスがあるということによると思います。大磯町内に私立幼稚園を誘致することで、町内で私立幼稚園へ就園させるという選択肢を用意できる点は保護者にとっても歓迎されることだと思います。狭い町の中でも選択肢があった方が望ましいと私は思います。

委員長) 要するに町内に公立と私立の両方があれば保護者の多様な考えに対応することができるということですね。

大橋委員) そうです。町立幼稚園の先生も私立のやり方を見て勉強することができ、保育の質が上がるのではないかと考えます。

澤委員) 町内に私立幼稚園があることには、私も反対はいたしません。今回、本件が協議ということで提案されておりますが、資料の2つ目の※印をみると小磯幼稚園を廃園し跡地に私立幼稚園を誘致すると記されております。これは教育長がおっしゃられたように私立幼稚園誘致を前提とした記載であるとのことですが、そうであるならば2つ目の※印、町立幼稚園を廃止するという提案ですから、これは協議事項ではなく教育委員会の付議事項にあたると思います。なぜかという、昨日開催された教育委員会臨時会において、機構改革に基づく規則等の改訂を行いました。その中の1つに「大磯町教育委員会教育長事務委任規則」第2条の中で教育委員会の会議に付さなければならないものとして、第4項に「学校その他の教育機関の設置、廃止及び位置の変更に係る基本的事項の決定に関すること」

とあります。従って、只今議論されている小磯幼稚園の廃園については、本来は付議事項とすべき提案だと私は考えます。これ以前に勉強会等を行いました、その度にこの点を指摘してきましたが、本日も協議事項として扱われております。本来、教育委員会とは首長組織とは独立して設置されているものですのでその趣旨に基づけば、幼稚園廃園を決定するには、まず、教育委員会の付議事項として提案しなければならないと考えますのでそのことをまず申しておきます。

その上で、内容について意見を述べさせていただきます。先ほど学校教育課長が説明されましたが、10年来、財政難を理由に公立幼稚園を減らすことが考えられてきました。町立幼稚園へ就園する子どもが十分に少なくなれば廃園されるのは当然です。ただし、教育委員会では町立幼稚園の存続を守ろう、少しでも廃園を遅らせようと努めてきました。それゆえに保護者にいつ廃園統合が行われるのか不安を与えてしまったことは反省しております。

しかし、今ますます財政が逼迫してきたという理由で小磯幼稚園を平成23年度をもって廃園とし、そのために平成22年度には募集停止をかけるということが提案されております。昨年9月の定例会の協議事項で「幼稚園の統合について」が協議されました。その時に私が述べた意見をもう一度述べさせていただきます。1つは、現時点で利用している園児数と直近で入園すると推測される園児数を3園で受け入れることは可能であるから統合は可能であるとのことでした。確かに算数的には3園で受け入れが可能であるとは思いますが、大磯の地理的、歴史的観点から3園で受け入れることは難しいと思われ、小磯幼稚園を廃園とすることはもったいないと思います。小磯幼稚園の施設は幼児教育のための施設として残す必要があるのではと考えます。2点目は、本来大変に重要であるべき幼児教育を基本的に考えるならば、少子化問題・幼児教育は国政レベルから現在議論されている問題でもあり、今が国政レベルでも変化の時期であること、また本町ではこの4月の組織改定にともない幼児教育が一本化して教育委員会の担当業務となる、ことから、改めて町としての幼児教育方針を確認したうえで、1、2年後に幼稚園統合問題を決めてはどうか、と申しました。今までの数年間では保育園のことは考えず、幼稚園園児数のみを考えてきました。具体的には平成21年度に作成します、大磯町次世代育成支援地域行動計画の後期計画に含まれるのではないかと私は考えます。このようなことを9月の協議の時に述べたのですが、現在でも基本的にはこの考え方に変わりはありません。

しかし、現状は教育委員会の予算が減らされており、幼稚園のみでなく義務教育へもその影響が出ているという現実問題があり、一方で23年度より私立幼稚園の開園という提案が目の前に突きつけられています。この状況を乗り切るために私立幼稚園誘致が提案されたと先ほどから説明していただいておりますが、一部幼稚園の民営化もやむなき選択時期に来ているのかもしれない。

民営幼稚園だと財政的にも成り立つというのも、なんだかマジックですが、国や県からの補助金が公立には出ないが、私立には出るのも一つの理

由らしい。以上より、小磯幼稚園の廃園・民営化については私としては以下の2条件を付けたいと思います。1つ目は、現在小磯幼稚園を利用されている方、また今後数年利用する可能性のある方にとって、小磯幼稚園跡地に幼稚園機能が存続するのであれば民営でもよいとの意見があることを確認することです。勿論、経済的負担で不公平にならない手立ては必要ですが。また同時に、教育研究所や適応指導教室や教育相談を行うには最適な場所であり、実績も出てきたことを何らかの形で継続していただきたいと思います。就学前の子育てという大きな観点で考える、大磯町では4月から幼稚園と保育園の業務を一本化するというところで、国の整備が遅れている中で大磯町は先進的に行われることと思いますが、中身についてもしっかり行っていただきたいと思います。そのためには、保育園機能と幼稚園機能をあわせて廃園や統合を考えていただければと思います。不景気な経済状況でもあり、大磯町の中に保育園の機能がより必要となっており、また、女性の社会進出ということを考えれば必ず必要は増してきます。既に待機児が数人いるということですが、教育の町大磯ということであれば、急ぎ改善していただきたいと思います。2つ目の条件は、保育園機能も拡大し幼児教育の選択枝を増やしていただきたいと思います。第1の条件も第2の条件も譲れない条件です。以上が私の統合し私立幼稚園を誘致することに対する意見です。

また、統合時期についてですが、平成23年度私立開始ということを確認することであれば完全に付議事項であります。時期を考えるとこのスケジュールについては石塚委員がおっしゃるとおり無理があると思います。すぐにでも運営を始めてくれる私立幼稚園はあると思います。しかし、実務上の問題以外で町民の方がこのスケジュールではついて来ていないと思います。石塚委員が最低もう1年は準備期間が必要ではとおっしゃったのはそういうことだと思いますし、私も同意見です。気持ちがついていかなければ実施は難しく、町民の方に理解していただく必要があると考えます。

教育長)

附議事項ではないかという部分について最初にお話ししたいと思います。協議をして、教育委員会としての方向性が定まる。それに基づいて、議会への案件として町長に上程してもらうということの中で、その時に町長が小磯幼稚園を廃園とするという条例廃止議案について教育委員会はいいですかということが、独立性ですね。町長が教育委員会の意向を無視して、廃止するとか存続するとかいうことではないわけで、教育に関わる施設等の設置廃止については当然教育委員会で附議事項としてやらなければならないことですが、そのタイミングとしていつのことですかということ。議案を上程できるのは町長ですから、町長がこういう議案を上程したいという時に、教育委員会いかがですかという時に附議するわけです。教育委員会の意思として、結果を伝えるわけです。附議事項だという澤委員の認識は全く私もそのとおりです。時期をいつにするかということについて少し違いがありますが。私は議案を上程する時に廃止条例を上程していいかと教育委員会に附議をして教育委員会として結論を出すという考えであります。附議事項であるということとは間違いありません。それからいくつ

か条件がありますというお話がございましたが、それがクリアした時点で廃止とか統合とか私立誘致ということでございましたが、先ほど林課長からも方法論についての話がございましたが、すべての様々な条件をクリアしてから進めましょうという方法はもちろん在るわけですが、ここまでに何とかしようと目標を決めて、様々な課題を解決していこうという方法も在るわけです。今現在事務局として考えている方法は後者の方です。ある年度が決まった、それに課題があるということは本当に承知しております。生の声も聞かせていただきました。その中で、課題解決に向けて、例えば兄弟が違う幼稚園にという場合それはどうしたらいいのかという。今 8 組そういう子ども達がいるということですから、個別にでも何でも話し合いをして、納得がいくような形で検討していきたい。通うのが遠くなってしまふ、その交通はどうすればいいのか、という問題についてもいろいろな案を出していただいて、私立幼稚園に通わせると保育料が高くなるなどを含めて、いわゆる経済的な負担をできるだけ少なくするような話し合いをしていきたいし、そういう意味でも年度を切って課題はたくさんあるのは承知しておりますが、2 年間ありますので、課題解決へ向けて努力していきたいということでございます。もう一点、どの年度で始めたとしても、その年度に該当する子ども達保護者が必ずいるということでございます。その該当する子ども達、保護者に負担をかけるわけですから、そういう意味でできるだけ負担を減らすための話し合いの場を設けていきたいという思いでございます。

石塚委員) 今教育長がおっしゃった「あと 2 年ある」という事が理解できません。事務局の説明では、22 年の 4 月に 3 歳児入園を止めるという説明でした。だから後 1 年ではないのですか。ですから私は、それはあまりにも唐突なので、それを 23 年度に持っていけないのかと申し上げました。23 年度であれば、初期行動に 2 年間あるわけで、その間に先ほどの私立幼稚園についてこれからいろいろと協議して行きたく思います。早急に協議して、私立幼稚園のニーズも確かにあるのか、あった方がいいのかなど方向性を出して行けると思います。大磯町立保育園が民営化された、今年の 4 月 1 日を持って名前と運営形態が切り替えられた様に、引継ぎ期間をゼロにしたいと考えます。そういうことをこれから研究しなければいけないのではないのでしょうか。ですから 22 年度に行動がスタートするのではなく、23 年度からであることをここで決めたいと思います。そうすると同時に研究して、何らかの経済的負担を平等に防がなくてははいけません。それを町で補償するか、あるいは大磯町全体幼稚園 450 名の皆様から保育料という形で補填できるのか、そういった研究をこれから並行に実施していけばいいと思います。ですからその時期をなぜ 22 年度とするのか疑問です。あと 1 年しかありません。先日全員ではないと思いますが、一部のお母さん方が集まっていたと思います。大分集まっているいろいろな意見を出していただいた。「ほとんど知らない」、「そんな話しあったの」という声を聞いて、私はある意味啞然としたし、ですからこれから早急に説明を重ねて、100%同意形成は難しいとわかっていますが、ある方向付けをして教育委員会として決めて、ご理解をいただくということが必要だと思っております。そのために

は、小磯地区の方だけではなく、大磯全体のコンセンサスを得ないといけないことではないでしょうか。

委員長) 先ほどの課長の説明の中で、22年度にストップしても、しなくてもという話があったと思います。いろいろと意見が出ていますが、これは23年度廃止という形ですが、1年延ばすということはできますか。今の保護者のことを考えて1年延ばせるのかどうかを聞かせていただきたいと思います。

石塚委員) もう一つ、事務局のスケジュールを見ると、9月に議会承認とあります。やはり最終決定は、教育委員会が出したとしても、最後の決定は議会なのだと思います。議会で否決されたら実行できないわけですよ。9月に議会にかけるというスケジュールだとそれまでにはあと6ヶ月ありますから、いろいろな課題をピックアップし、解決できるものについては平行して進めていただければと考えます。今日、新たに提案した私立幼稚園の誘致というものがどういう形が1番いいのかと協議する時間がほしいと申し上げたいと思います。22年度の行動開始を23年度にすれば、2年あれば、保護者の方、町民の方に責任持って理解いただくということを我々が率先してやらなければいけないだろうと思います。22年度にやらなければならない理由をもう一度聞かせてほしい。

学校教育課長) 要するに、23年度に小磯幼稚園を廃園するにあたって22年度に募集を停止するという部分のことだと思いますが、そのことによって、そこに来ようとしている子ども達が他の園に行かなければならない。これは当初考えていたのは、17年18年の検討会の中で、あくまでも公立幼稚園を3園いずれ2園にするという、まだ私立幼稚園誘致する前の構想の中で、17年度に決定した時に、年中・年長を大磯幼稚園に転園させるというもとの統合計画があったわけです。それが基盤にありましたので、私立幼稚園を誘致して統合計画を見直したときに、年中・年長全体を転園させるのは大変なので、せめて前年度から募集を停止して、年中だけを最終年度に転園させるというのが残っております。原案としてはそれを残しながら私立誘致を入れて再度組みなおしたわけです。石塚委員が言われるように、22・23・24年度くらいまでの間で一番不利益を被るのは多分22年度の保護者だという認識はあります。ですから、当然そのまま募集停止をかけないで23年度まで引っ張って、23年度に入園する予定の方を含めて私立が引き受けることができるかという基本的な考え方もあるとは思いますが。もしそういう話があれば、そういう形に変更して、検討会等で22年度の課題を検討する時間を、そういう条件にあった私立を選定という時間に当てることが十分可能かなと思います。

石塚委員) 議会にかける9月の時点では、私立幼稚園のことについて具体化して、最終決定ができるくらいの状況に持っていく必要があるのではないかと思います。多少ずれてもいいのですが、そういう方向性だと分かれば。それから22年度は準備年度ですよ。小磯地区に限られた地区でどういう私立幼稚園を運営していくのか、引き受けた私立幼稚園もどういう形になるか想像がつかないのですが。70名定員として、皆さん全部ではない、半分残っていただいても、35名からのスタートだと経営的にも難しいのではないかと思います。そういうこといろいろと考えたり、それから3幼稚園

の公立を残すと、とにかく園が変わるといのは保護者・子どもに一番負担がかかることです。幼児期に転園ということが一番避けたいという声が聞こえます。23年度に初期年度としておけば、その2年間で教育長も話されたように私立幼稚園もかなりクローズアップされてくる。私立幼稚園の保育料の差については知恵を絞っていただいて、小磯地区の皆さんだけに負担をかけないで、大磯全体で負担を分け合うなど考えられますよね。いろいろ協議し今後の将来を考える中で、あと1年ずらせないのでしょうかというのが私の願いです。

教育次長) 石塚委員がおっしゃったような心配を解決するために、統合の開始年度を決定したいということが今回の提案です。1年をかけて準備することはないと思います。考え方がスムーズに移行するには募集をしておいて、入園した方に対して私立幼稚園の就園補助などを行うことで可能となるのではないかと考えます。個別の課題について、ある程度の開始年度を決定した上で行うのが4月からの検討会です。あまりにも先に延ばすと保護者の世代も変わってきてしまいます。平成17年度に検討した際と同様の状況になりかねませんので、統合の開始年度を決定する必要があると考えます。

石塚委員) 平成22年度を平成23年度へ延ばせませんかというのが私の願いであり、ずっと先送りにして時期をあやふやにするつもりはありません。

教育次長) 1年の検討は個別検討となるかと思います。1年もかかるものか、反対にそれほどまでに時間をかけてもよいのかと思うところもあります。保育料、通園バス等の課題があるかと思いますが、目標年次を決めてスケジュールに沿って進めていけば大丈夫であると考えます。それよりも年度が変わって入園されてくる方に対して説明を行わなければいけません。

石塚委員) 説明はする必要があります。入園申請の際に何も役場から説明がなかったという事では困ります。

教育次長) 平成22年度入園希望者に対してしっかり統合の説明を行うために早期に必要な事項を決定していく必要があるのです。

石塚委員) 説明はきちんと行うべきだと思います。

委員長) 平成22年度は募集停止をしないということでもかまわないのでしょうか。

教育次長) 私立幼稚園の助けをかりて平成22年度から流れていくということは可能だと思います。

石塚委員) 私が勘違いをしているのかもしれないのですが、ここで平成23年度に統合・廃園を行うことが最短であると書いてあります。ここがスタート時点と考えると私が述べているスケジュールと同じなのです。しかし、平成22年度から年少の募集を停止すると書いてあるので心配であると申し上げているのです。

委員長) 先ほどの話しでは募集停止をかける年度を変えてもかまわないということです。

学校教育課長) 1年延ばすという表現があったので、統合開始年度が1年延びるという意味でとらえてしまいました。

石塚委員) 平成23年度というのは、平成23年4月1日をもって3歳児の入園をやめるということですね。そうすると、年少、年中と年長と3年間かかってしまいますので、その間どうするかが1番問題なのです。平成23年度まで

猶予をいただくと、あと2年ありますから、私立幼稚園の誘致について教育長が必須だとおっしゃったのであと2年間できちっと空白時間をゼロとする体制づくりは可能であると考えました。そうすると、残るのは経済的な負担の問題が発生する点です。これについてはこれからいろいろ研究して、小磯地区の皆さん方にだけに負担が掛からないよい方法を見つけ出すという方法も考えられると思います。私立幼稚園の誘致の提案がなかった時には、定員の問題が1番解決策の見つからないところだと考えていました。1学年ずつ減ってと最後は1クラス年長しか残らないのは寂しいです。兄弟が別々の園に分かれてしまう問題も大きいです。私立幼稚園の誘致ができれば、これから協議して避ける方法も見つかる可能性があるかと思えます。

澤委員) 誤解があるのでは、協議資料に書いてある2の①の「現段階で考えられる最短年度は、平成23年度である」これの中味は、最後資料7に書いてあるスケジュールで、平成23年4月に私立を開園しているということですよ。

石塚委員) 何れにしても公立3園のみのケースでは小磯幼稚園に平成23年度は年少児の入園はない事になります。そして平成24年度には年長児から卒業して、1クラスしか残らない。これが大変だなあと私は思っていました。それに対して今日提案された私立幼稚園の誘致の可能性が出てきたのならば、あと2年間あれば2年間で必ず私立幼稚園が来るのなら、そうすれば安心して、従来通り通園できます。ただし、公立から私立に移行する際の保育料の負担率をどうするかが問題ですが、これは今後考えていけばよいと思えます。

教育長) 平成23年度に選択ができるということです。小磯幼稚園へ入園された方は全員私立幼稚園へ入園しなければいけないということではありません。

石塚委員) 平成22年度だと9月議会が終了した後には6ヶ月しか残っていません。それではあまりにも短期間です。もし、私立幼稚園に条件をのんでいただき誘致できれば、平成23年度に全然変更なく、バトンタッチができるのではないかと思います。募集園児については、小磯地区の園児のみに限定するのでは困るというような条件が私立幼稚園から提示されるとかも知れません。その時に弱味なのは大磯町がお願いする立場ですので交渉が通常どおり出来ない可能性があります。又逆に私立幼稚園にとっては既存の建物を使ってもらおうということであれば、他の私立に比べ保育料を少なく抑えていただき、保護者に負担が掛からないようにすることも可能であるとも思えます。これまでこのような検討を行っていないわけですので、これから詰めていく必要があると思えます。

委員長) 9月議会へ上程するということが、その前に教育委員会において付議をするということですよ。

教育長) スケジュール表の8月の欄にそのことが盛り込まれております。

委員長) 様々な意見をいただきましたが、平成23年度を目処にということですのでそこに向かって検討をしていかななくてはなりません。まとめますと、22年度の園児募集停止はしない。前回検討した保育料の補助の問題については必ず入れていただきたい。検討会については、地域の代表の方も一緒に入れて

いただきたい。例えば、区長の方や町内会長の方などということその辺も含めた形でお願いします。また、通園バスの問題も必ず検討していただくようお願いいたします。以上のようにまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

各委員) はい。

報告事項第1号 平成21年大磯町議会3月定例会について

教育次長) 3月議会の報告をさせていただきます。3月議会は、2月20日から3月18日までの27日間行われました。初日の2月20日には来年度予算の関係の他、20議案が出されています。教育委員会としては、議案は補正予算だけでございます。執行残等、プラス・マイナスしまして、11,502,000円の補正要求をさせていただきます。補正の中でのご質問が2名の方から出まして、幼稚園の臨時賃金の合計を減額しましたので、その理由を答えております。また、これは教育委員会の予算とは直接関係はございませんが、小学校の方へ緊急対策事業ということで、美化センターでゴミ処理機を購入しました。それについて教育委員会として環境教育の一環としてどうかということが出ましたので、子どもたちに実際に見せて堆肥化ということをお話していきたいという話をいたしました。2月27日には、町長の施政方針を受けまして、総括質疑が予定されておりました。教育委員会関係では3名の方から11問の質問が出されてございます。主なものとしては、教育予算の金額的には増ということについての質問で、施設関連予算により全体の金額は増えたが、ソフト面の充実はどうだったのか、それと組織が変わりますので、幼保連携の関係、先ほどの町立幼稚園の統合の関係、35人学級、図書館の司書の配置、米飯給食、図書館の窓口業務というような総括質疑を受けました。

3月2、3日で一般質問がございました。一般質問については、5名の方からいただいております。竹内議員からは1ページですが、制服の自由化についてのご質問がございました。教育長の方から、制服の自由化については、国府中学校も大磯中学校もそれぞれ長い年月を掛けて制服の自由化をしてきたというご説明をさせていただきます。制服の自由化については、原点に立ち返って、経緯等また生徒たちに伝えていきたいというような回答をさせていただきます。それから3ページにございますが、渡辺議員から、滄浪閣の関係で滄浪閣の保存はどうなるのかという質問がございました。教育長の方から、滄浪閣については昨年11月の定例会で承認をいただきましたので町文化財指定としたということ、一般公開に向けての事業者との打合せをしているということ、費用負担については、今後の一般公開を含めて今後検討していきたいという回答をさせていただきます。4ページにつきましては、奥津議員から平成19年6月議会でもございましたが、聴講生制度のご質問がございました。教育長の方から、中学校については投げかけをしていくというような回答をさせていただきます。その検討の中でなぜできなかったのかという質問がございましたが、個人のプライバシーの問題、来ら

れる方の選抜の問題等懸念されていてなかなかできなかったという答弁を
してございます。先日の経営者会議の中でも、教育長の方から聴講生制度
については前向きな検討をお願いしたいということで、両中校長、小学校
も対象になるので、小学校の方へも投げかけをしてございます。加えて平
和教育についてのご質問をいただきました。平和教育についてどのような
ことをやっているのか、また、積極的に参加型というのはどうかというご
質問がございました。教育長の方から、戦争に対する平和教育だけではなくて、
人権教育・環境教育など全体的な平和という概念で様々な学習をして
いるという答弁をしてございます。また、生徒がもう少し主体的にやっ
たらどうかという質問がございましたので、大磯小学校では、いのちを
大切にする心を育む教育とうことでモデル事業を実際に行っている、大磯中
学校では広島の方へ修学旅行コースとして行って、子どもたちが自ら平和
について学習する機会を与えているという答弁をしております。また、小
磯幼稚園の統合について、2人の議員から6ページ、7ページ出てござい
ます。まず町長の方から、幼稚園の運営については町の計画で、第4次行
政改革実施計画では23年度を目処に民間誘致と併せて統合していきたいこ
とを明記したと答弁しております。4園体制を維持して、民間に足りない
部分をやってもらいたいという答弁をしてございます。教育長の方からも、
教育委員会としても様々な計画に基づいて検討を重ねてきて、平成17年度
の検討委員会それ以降18年度には22年度以降統合という方針を打ち出し
たこと、統合の時期については今年度中に決定したい、具体的な課題につ
いては保護者等の意見を伺っていくというような回答をしてございます。
後は資料の7番で、教育委員会の方には具体的な答弁は求められませんで
した。以上が一般質問でございます。

3月には、予算特別委員会がございまして、3月12日9時から教育委員
会関係15名の38問の質問がございました。その内容については、省略さ
せていただきます。以上でございます。

(質疑応答)

委員長) 時間があまりありませんが、何かご意見等ありますでしょうか。
それでは無いようですので次に移りたいと思います。

その他

教育次長) 今年度は本日で定例会の全日程が終了となりました。来年度の第1回定
例会が4月15日午前9時から大磯町役場本庁舎4階第1会議室で行われま
すのでよろしくお願いいたします。また、3月31日と4月1日に辞令交付
式がございましたのでお立会いをお願いいたします。31日が9時で1日が10
時半となっております。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成 21 年 4 月 15 日

委 員 長 _____

委員長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____